

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県柴田郡大河原町

2. 構造改革特別区域の名称

大河原町観光活性化どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

宮城県柴田郡大河原町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

大河原町は、宮城県南部（仙南地域）の中央に位置し、西は蔵王連峰を仰ぎ、周囲を丘陵に囲まれた盆地である。町土は東西 6.7 km、南北 6 km で、たまご型に近い円形の地形をしており、町の南西から東へ阿武隈川の支流である白石川が流れている。この白石川を挟んで市街地が形成され、JR 東北本線、国道 4 号をはじめとして国・県道などが町を貫き、県南部における交通の要衝となっているほか、国や県の主要出先機関が多数設置されている。

町の中央部を流れる白石川には、金ヶ瀬地区から隣の柴田町まで約 8 km に及ぶ樹齢 80 年あまりの桜並木「一目千本桜」があり、東北を代表する桜の名所となっている。

大河原町の総面積（平成 19 年 4 月 1 日）

総面積・・・25.01 k m²

宅 地・・・ 4.16 k m²（16.6%）

田 畑・・・ 7.86 k m²（31.4%）

森 林・・・ 7.52 k m²（30.1%）

その他・・・ 5.47 k m²（21.9%）〔河川・道路・水路等〕

(2) 気候

県内でも特に温暖な地で、ここ 10 年間の平均気温をみると厳寒期においても氷点下に至らず、酷暑期においても 24 を示す程度で、降水量も 10 ヲ年間の平均年間降水量は 1,064mm となっている。また、降雪量も少なく、災害、台風の被害がほとんどない恵まれた気候となっている。

(3) 人口（平成 19 年 4 月 1 日）

総人口・・・ 23,533 人（男 11,505 人、女 12,028 人）

世帯数・・・ 8,591 世帯

昭和 31 年の合併（大河原町・金ヶ瀬村）当時の人口は 15,953 人であったが、平成 17 年国勢調査においては人口 23,335 人、世帯数 8,244 世帯と着実に増加している。このようななか 65 歳以上の高齢人口は 4,634 人であり、全体の 19.9%を占めるに至っている。また町民の平均年齢は 42.5 歳となっている。平成 12 年国勢調査と比較すると、人口が 2.4%の微増、世帯数が 8.3%の増となっているなか、65 歳以上の人口は 14.2%と大幅に増加している。平均年齢も 1.7 歳増加している。

世帯数の増加については、アパートやコーポ等の建設に伴う世帯分離や高齢者夫婦のみの世帯の増加が要因と考えられる。

なお、人口の増加と共に出生率も増加しており、県内では非常に稀なケースとなっている。

(4) 産業

仙南地域の中心に位置し、古くは奥州街道の宿場町として栄えていた。交通の要衝でもあり国・県の主要出先機関の集積と商店街の形成により、周辺市町から多くの人々が集まり、仙南地域の中心・商都として活気あるまちである。

本町の産業は第三次産業と第二次産業が中心となっている。商業・サービス業を中心とした第三次産業については、国道 4 号バイパス沿いなどに商業店舗の立地が進み町全体としては成長傾向にあるが、中心市街地では商店街などの衰退が進んでいる。

製造業を中心とした第二次産業については、経済不況などの社会的要因と、町土が狭いという地理的要因が重なり伸び悩んでいる状況にある。

農業を中心とした第一次産業については、小規模経営や後継者不足などにより、地域経済に占める割合が低下している。

産業振興については、時代のニーズにあわせた技術改新や新しい地域産業づくりが必要である。

5. 構造改革特別区域計画の意義

仙南地域のほぼ中央に位置し、町の中央を白石川が縦断しており、これを挟むようにして市街地が形成されており、その周辺を農地と山林が囲んでいる。

町内には、JR 東北本線や国道 4 号のほか、5 つの県道が放射状に走ってお

り、交通の要衝として発展してきた。

春には白石川の両岸に「一目千本桜」と称される、樹齢 80 年の古木のソメイヨシノが咲き、白石川の川面に満開の桜並木と蔵王連峰を映し出している。

冬にはシベリアから約 500 羽の「白鳥」が飛来し、地元ボランティアの方々が餌付けをしており優雅に空を舞っている。

また、里山の峰境に森林体験や散策の出来る遊歩道を設置し、地域住民の憩いの場、健康増進の遊歩道と位置づけており、その近くに本町で先導的な畜産経営を営んでいる(株)ヒルズ(養豚業)が直売施設「もちぶた館」を建設。

「もちぶた館」では、(株)ヒルズがブランド化した「みちのくもち豚」の販売の他に、地元の農家で作られた新鮮な野菜も直売されており、地元農家の栽培意欲を掻き立てる要素となっている。

さらに、レストラン及び天然温泉施設も平成 18 年 3 月にオープンし、「一目千本桜」と「白鳥」に頼る季節限定の観光であったが、本町では初めての通年型観光施設として観光客が増えており、町の活性化と観光の底上げが図られている。

この特別区域内での「濁酒」は単に一つの商品を増やすものではなく、今日では薄れてしまいそうな、相手を気遣う「心」を育むものである。昔から本町は宿場町であり、来客者には、おもてなしの心で接してきた。このような「おもてなし」の心を育む一つとして、地元で丹精込めて栽培した米を使った「濁酒」や地場産の野菜、そしてブランドの「もち豚」等を活用し、本町ならではの産業活性化につなげられるよう期待している。

また、かつて清酒や味噌醤油醸造業が盛んであった(現在では味噌醤油醸造会社 1 社のみ)本町産業の活性化が図られ、さらに濁酒と地場産品を組み合わせた新たな農業と商業・地産地消の産業振興やイベント実施により、都市住民との交流拡大が期待できる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本町の観光は、天然温泉施設のオープンにより、「一目千本桜」と「白鳥」という季節限定の観光から、通年型観光へと移行してきた。

また、農作物の栽培などが体験できる町民農園も計画しており、都市住民が農業体験を行うことにより、地域住民との交流を図り、農村への理解を深めてもらう交流型観光として新たな観光産業を目指している。

レストラン等においては、濁酒の提供に併せて、地元で取れる旬の農産物等を生かした料理を提供することで、地産地消や関連産業との連携を図る。この濁酒製造は既存の地場産品と新しい地域産業を有機的につなぎ、活性化の起爆剤になるものと期待している。

また、地域内のイベント等とタイアップすることにより、新たな顧客やリピ

ーターを獲得し、観光客の増加に繋げていく。

このように観光と農業の連携した経営の促進を図り、特区を活用したグリーンツーリズムを推進することで、担い手不足の解消や観光産業の低迷を打破し、大河原町の観光産業の活性化を目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

これまで、大河原町は観光資源が少ない町のイメージが強く、唯一の観光資源が白石川堤「一目千本桜」であり、桜の開花時期には「おおがわら桜まつり」が開催され、まつり期間には延べ30万人もの観光客が来町しているが、地場産業の活性化に結びつけることや、年間を通しての観光客誘致と交流人口の拡大による町の活性化が急務となっている。

本町は、昔から奥州街道の宿場町そして交通の要衝として発展してきた歴史があり、旅人が心身共に疲れて一夜の宿を利用する時、疲れを癒すため温かいお風呂やお酒が何よりのご馳走であった。これまで春には桜、冬には白鳥、それぞれの祭を開催しているが、いずれも一過性の交流に過ぎず、今後は、通年型（滞留）の「天然温泉いい湯」等において、地元手造りの「濁酒」を提供することにより新たな魅力を加え、各種イベントにおいて地域の情報を発信し、賑わいのある商業、サービス業と自然を体験できる農業によって、地域の生活文化に密着した新たな産業が育ち、町や地域経済を再生し、農業振興及び地域活性化を推進する。

期待される経済的社会的効果

・新規事業

濁酒製造などが小規模ながらも地域に展開し、新たな起業が期待される。

	現 在	19 年度目標	23 年度目標
自家製による濁酒製造	0 件	1 件	2 件
観光客総数	約 50 万人	約 55 万人	約 60 万人

8. 特定事業の名称

707 : 特定農業者における濁酒の製造事業

9．構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・地産地消の推進

地元で収穫される山菜や農産物、そして特産の「みちのくもちぶた」等の食材を使って、伝統的な郷土料理や濁酒を使用して郷土料理をアレンジした新しいメニューを、レストランで提供する。

また、地元で採れた有機栽培の農作物を生産者の顔が見える農作物として、顔写真とプロフィール入りで「もちぶた館」において販売しているが、今以上に出荷者の人数や農産物等の品数を増やし、農家の高齢者の生産意欲を高め、遊休化しそうな農地の再生を図ると共に、旬采旬味の提供を推進する。

・地域交流の推進

遊休農地を活用し、自分の手で低農薬野菜や草花を育ててみたい方に、農業体験の場を提供し土との触れ合い、農業の楽しみや収穫の喜びを体感させるために、町民農園を開設する。

また、源氏蛭の生息地が希少地となっているなか、生息地の草刈りやゴミ拾い等の環境美化活動と蛭の観賞会を通して、自然環境の保護や地域住民との交流を推進する。

・観光の推進

「一目千本桜」・「もちぶた館」・「天然温泉いい湯」等の観光資源を活用し、観光客への「おもてなし」と本町の長期総合計画の基本理念である、「みんなでつくる大河原物語～はなしたくなる、おしえたくなるまち、おおがわら」を情報発信してゆく。また、平成18年度から平成20年度までの3ヵ年事業で、「仙台・宮城ディステネーションキャンペーン」の開催により、これらの構想を柱とした観光おおがわらの宣伝や観光客誘致を推進する。

町では、これまで「桜まつり」・「夏まつり」・「オータムフェスティバル」・「白鳥まつり」と四季折々のイベントを開催している。

今後、地場産品を活用した新しいイベントとして「梅まつり」や「柚子まつり」等を開催し、地域住民と都市住民との交流の場を提供するとともに、地場産品のブランド化等により知名度の向上、観光産業の活性化を図る。

別紙

1. 特定事業の名称

707

特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる地域

宮城県柴田郡大河原町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

特例適用により、特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、観光や入浴に訪れた来客に「おもてなし」の一環として、濁酒を製造し、提供・販売することで、付加価値を付け、従来のリピーターのみならず新たな当地域のファンを生み出すことにより、活性化が図られる。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン等を営む農業者が自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。この特例措置を活用し、濁酒を製造、そして特産品と位置づけ、来客者に提供することで観光客誘客の促進及び交流人口の一層の拡大が図られる。

また、地域の農業者に新たな農業経営の可能性を示し、農業の維持・発展

に寄与するという視点からも当該特例措置の適用が必要であると考える。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。

また、無免許製造や特定事業実施者の納税義務違反の防止に向け、町の広報の活用や現地指導を徹底し、特例措置以外の酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。